

# 九十九里版 津波避難に関するガイドライン

— 平成24年3月 —



## \*山武地域行政連絡会議

東金市、山武市、大網白里町、九十九里町、芝山町、横芝光町、山武郡市広域行政組合  
山武郡市広域行政組合消防本部、山武地域振興事務所、東金県税事務所  
山武健康福祉センター、山武農業事務所、山武土木事務所、成田土木事務所

- ・山武警察署、東金警察署
- ・東金特別支援学校、中核地域生活支援センター さんぶエリアネット

## \*銚子市、旭市、匝瑳市、海匝地域振興事務所

## \*茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長生地域振興事務所

## \*銚子地方気象台



## 「九十九里版 津波避難に関するガイドライン」の作成にあたって

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、東北地方はもとより九十九里地域にも津波等による大きな被害をもたらしました。そして将来、大津波が襲って来た場合にどう対処するか、様々な課題が浮き彫りになりました。

そこで、山武地域行政連絡会議において、津波は市町村の区域を越えて広域的な被害をもたらすことから、市町村が個別に津波対策を講じるのではなく、地域が一体となって検討を行い、相互に連携・協力することが得策と意見が一致し、さっそく防災担当者を集めて検討を始めました。

警報伝達、避難方法、避難所運営、復旧・復興と議論すべきことは山のようにありましたが、まずは住民が津波からいかに逃れて避難所までたどり着くかに絞ることにしました。

そして、東日本大震災の災害対応に関する住民意見や行政機関における問題点・課題等を糸口としながら、九十九里地域の特色を加えつつ、共通できる避難方法、準備・対策などを提案するため、「九十九里版 津波避難に関するガイドライン」を作成することとしました。

また、銚子地方気象台、警察署などにも参加をいただき専門的な意見を伺うとともに、同じ九十九里平野にあり、各々津波避難対策を検討していた海匝地域、長生地域にも検討に加わっていただきました。

このガイドラインには、災害に対する日常の備えから、地震・津波発生、津波情報の収集・伝達、避難方法、避難所入所までの初期段階において、九十九里地域の住民及び行政機関として対応することが望まれる内容を取りまとめています。

今後、このガイドラインを基に、気象庁による津波警報の改善、千葉県作成の津波浸水予測図、地域住民の意見などを踏まえながら、市町村ごとの地域事情を加味しつつ、津波避難計画の策定や津波ハザードマップの作成など、各市町村における津波避難対策を具体化する際に活用していただきたいと思います。

平成 24 年 3 月 26 日

### \*山武地域行政連絡会議

東金市、山武市、大網白里町、九十九里町、芝山町、横芝光町  
山武郡市広域行政組合、山武郡市広域行政組合消防本部  
山武地域振興事務所、東金県税事務所、山武健康福祉センター  
山武農業事務所、山武土木事務所、成田土木事務所

- ・山武警察署、東金警察署
- ・東金特別支援学校、中核地域生活支援センター さんぶエリアネット

### \*銚子市、旭市、匝瑳市、海匝地域振興事務所

### \*茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長生地域振興事務所

### \*銚子地方気象台

## 九十九里版 津波避難に関するガイドライン

### 津波避難に関する基本原則

- 津波による犠牲者を最小限にする。
- 強い揺れや長い揺れを感じたら、ただちに海岸や河川から遠く離れ、高い場所に避難する。
- 行政機関は迅速・確実に津波警報等を伝える。
- 自助・共助による避難を促進する。

### 【地域住民編】

#### 強い揺れを感じたり、津波警報を聞いたりしたら

- 強い揺れを感じたら、机の下に隠れるなど、周囲の状況に応じて、まず身の安全を確保しましょう。あわてて外へ飛び出さないこと。
- 揺れが収まったら火の元を確認しましょう。  
強く、大きく、長い揺れは大津波地震！  
非常持出品を持って、ただちに海岸や河川から遠く離れ、高い場所に避難しましょう。
- 防災行政無線の放送（サイレン音）、携帯電話（緊急速報メールやワンセグなどのツールを含む）や携帯ラジオで津波情報等を確認しましょう。
- 揺れを感じなくても、防災行政無線などで津波警報や大津波警報を聞いたら、ただちに避難しましょう。
- 「津波だ、逃げろ」と大声を出しながら、率先避難者となって避難しましょう。
- 市町村から避難勧告や避難指示が発令されたら、それに従いましょう。
- 徒歩や自転車などによる避難を原則とします。  
ただし、やむを得ず自動車避難する場合は、交通渋滞を避けるためできるだけ複数人で利用しましょう。また、海岸方向に向かうのは大変危険なのでやめましょう。
- 自動車避難した際に、渋滞に巻き込まれ津波による危険が切迫したら、カギを残したまま自動車を乗り捨て、近くの高い場所に避難しましょう。
- 安全な場所まで避難したら、防災行政無線や携帯電話などで正確な情報を入手し、開設された避難所に移動しましょう。

- 避難所に到着したら「避難者カード」に記入（「ヘルプカード」（資料2参照）等があれば提示）し、他の避難者と協力して自主的に避難所の運営をしましょう。
- 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除されるまで避難を継続しましょう。
- 想定にとらわれず、各自最善をつくしましょう。

※ 資料1「津波避難情報等に関する広報文例（ひな形）」参照

## 災害に対する日常の備えは

実際に災害が発生した場合を想定して、避難方法や連絡方法などを家族で話し合い、あらかじめ準備しておきましょう。

- 家具の耐震固定をきちんと行い、非常持出品を用意しましょう。  
※ 非常持出品については、8ページ「非常持出品一覧（チェックリスト）」参照
- 避難場所や避難経路を確認しましょう。
- 近隣住民等と災害時要援護者（支援を要する高齢者、障害者、妊産婦など）の避難方法を確認しましょう。
- 災害時要援護者はいざという時のために、市町村が行う要援護者名簿への登録などに自ら申し出るようにしましょう。
- 携帯電話で地震・津波情報を受信できるよう「緊急速報メール」の設定（受信設定が必要な対応機種の場合）や、「災害・防災情報メール」の登録をしましょう。
- 伝言を音声で録音・再生できる「災害用伝言ダイヤル（171）」や、携帯電話等のインターネット接続機能で伝言を文字で登録・確認できる「災害用伝言板」などを家族で練習しましょう。
- 災害時に取るべき行動を身につけるため、避難訓練には必ず参加しましょう。
- 講演会、広報紙やホームページ等から正しい情報を得て、防災（減災）に関する知識を深めましょう。
  - ・ 気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>
  - ・ 銚子地方気象台ホームページ <http://www.jma-net.go.jp/choshi/>
  - ・ 千葉県防災ポータルサイト <http://www.bousai.pref.chiba.lg.jp/portal/>

## 津波から身を守るために

- 地震発生直後から津波の第1波が来るおそれがあります。
- 津波の第1波は押し波又は引き波で始まります。
- 津波は繰り返し来襲し、第1波が最大のこともあれば、第2波、第3波など後続波が最大になることもあります。
- 津波は海岸付近でもオリンピックの短距離選手並のスピードがあり、津波が見えてからではとても逃げ切れません。
- 津波は沿岸の地形などの影響で局所的に高くなったり、強くなったりします。
- 津波予報区の個々の沿岸では予想された津波の高さより低かったり、到着時間が遅かったりすることがある一方で、場所によっては予想より高く、早く津波が来襲することがあります。
- 津波の遡上<sup>そじょう</sup>は、一般に約1キロメートル浸水するごとに1メートル程度津波の高さが減少します。
- 津波は河川を遡上し、内陸で河川堤防を乗り越えて浸水してくる場合があります。
- 自然は不確実性があるため、想定以上の津波がくる可能性があります。一度避難しても気を抜かず、そこも危ないと感じたら、迷わずさらに海岸や河川から遠く離れ、高い場所に避難しましょう。
- 過去の経験や記憶にとらわれず、これまでに経験したことのない揺れを感じたら津波を連想し、ただちに率先して避難しましょう。

## 【行政機関編】

### 避難情報をどのように伝えるか

□ J-ALERTによる自動放送（第1報：「津波警報等発表」）

全国瞬時警報システム（J-ALERT）で受信した津波警報等は、防災行政無線を自動起動させて放送。現行の放送文（消防庁の放送文言例と同じ）により周知

□ 職員による防災行政無線からの広報（第2報～第5報）

津波被害の危険が小さくなるまで状況をみながら断続的に繰り返す。

《そのために》

- 「J-ALERT 自動放送（第1報）」と「防災行政無線からの広報（第2報～第5報）」のサイレン音を統一

分類	サイレン音（回数）例	理由
津波注意報	上りチャイム	警報との差別化
津波警報 （避難勧告）	消防サイレン 5秒吹鳴 6秒休止 ×2回	昭和51年 気象庁告示第3号 予報警報標識規則
大津波警報 （避難指示）	消防サイレン 3秒吹鳴 2秒休止 ×3回	

- 第2報：「津波警報等発表（J-ALERT 自動放送後）」の広報文例（ひな形）

分類	広報文例
津波注意報	こちらは防災〇〇です。 津波注意報が発表されました。 海岸付近の方は注意してください。
津波警報	津波警報。津波警報。高い津波がきます。 ただちに海岸や河川からできるだけ離れ、高い場所に避難してください。 こちらは防災〇〇です。
大津波警報	大津波警報。大津波警報。巨大な津波がきます。 ただちに海岸や河川から遠く離れ、高い場所に避難してください。 こちらは防災〇〇です。  〔 大津波警報。大津波警報。大至急、避難せよ。 巨大な津波がくる。ただちに海岸から遠く離れ、 高い場所に避難せよ。（繰り返す。） 〕

※ 大津波警報の際には、「命令調」による伝達（カッコ内）も考慮

□ 第3報：「避難勧告・避難指示」の発令内容例（ひな形）

分類	発令内容例
避難勧告	<p>〇〇市・町・村災害対策本部からお知らせします。 津波警報が発表され、〇時〇分、〇〇地区（避難対象地域）に対して避難勧告を発令しました。 ただちに海岸や河川からできるだけ離れ、高い場所に避難してください。 こちらは防災〇〇です。</p>
避難指示	<p>〇〇市・町・村災害対策本部からお知らせします。 大津波警報が発表され、〇時〇分、〇〇地区（避難対象地域）に対して避難指示を発令しました。 ただちに海岸や河川から遠く離れ、高い場所に避難してください。 こちらは防災〇〇です。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>災害対策本部から緊急避難命令。 大津波警報。 大至急、避難せよ。 〇〇地区に避難指示を発令した。 ただちに海岸から遠く離れ、高い場所に避難せよ。 (繰り返す。)</p> </div>

※ 避難所開設済の場合は、第4報を併せて伝達

※ 避難指示の際には、「命令調」による伝達（カッコ内）も考慮

□ 第4報：「避難所開設」の広報文例（ひな形）

広報文例
<p>〇〇市・町・村災害対策本部からお知らせします。 〇〇小学校、〇〇公民館・・・を避難所として開設しました。 こちらは防災〇〇です。 (繰り返しお知らせします。)</p>

□ 第5報：「津波観測（被害）情報」の広報

気象庁の情報文やテレビ・ラジオ等で収集した津波観測（避難）情報を、状況に応じて広報する。

《例示》

津波到達（予想）時刻、予想される津波の高さ、観測された津波の観測値、これまでの最大波、後続波等への警戒呼びかけ、先に津波が到達した地域の被害情報、津波警報等の解除までは避難継続 など

※ 資料1「津波避難情報等に関する広報文例（ひな形）」参照

※ 津波警報等の解除後は、「チャイム」により広報する。

□ 緊急速報メール（災害・避難情報）の活用

《そのために》

□ 緊急速報メールによる一斉配信（第1報：「津波警報等発表」）

携帯電話各社が気象庁発表の津波警報（大津波、津波）を一斉配信

NTT ドコモ：2012年2月24日開始

KDDI：2012年3月末以降に開始予定

ソフトバンクモバイル：2012年中に開始予定

□ 緊急速報メールの導入

NTT ドコモ：「エリアメール」

KDDI, ソフトバンクモバイル：「緊急速報メール」

□ 第2報：「津波警報等発表（携帯電話各社一斉配信後）」の広報文例（ひな形）

分類	緊急速報メールの広報文例
津波注意報	冒頭文：津波注意報 本 文：海岸付近の方は注意してください。 配信者：〇〇市・町・村
津波警報	冒頭文：津波警報 本 文：高い津波がきます。ただちに海岸や河川から できるだけ離れ、高い場所に避難してください。 配信者：〇〇市・町・村
大津波警報	冒頭文：大津波警報 本 文：巨大な津波がきます。ただちに海岸や河川から 遠く離れ、高い場所に避難してください。 配信者：〇〇市・町・村

※ 以降は、「津波情報等に関する広報文例（ひな形）」に準じて対応

□ 勤務時間外における職員の連絡・参集体制の整備

《そのために》

□ 「職員防災体制編成表」への担当職員氏名を明示（更新）

□ 「緊急速報メール」、「災害・防災情報メール（ちば防災メールほか）」、「緊急連絡網メール（まち comi メールほか）」など携帯電話を利用したメール配信サービスを活用

□ 津波情報等の収集

J-ALERT、千葉県防災情報システム、テレビ、（携帯）ラジオ、インターネット、携帯電話のメール配信サービス、ワンセグ、九十九里浜ライブカメラ（国民宿舎のさか望洋荘、蓮沼ガーデンハウスマリーノ、シーサイドホテル九十九里、国民宿舎白子荘に設置済）、ウェザーニュースライブカメラ（東部排水機場に設置予定）等を活用

□ 迅速かつ的確な避難勧告・避難指示の発令

市町村長が判断基準例に該当する事態を認知したら、ただちに発令する。

《そのために》

□ 避難勧告・避難指示の判断基準例

分類	判断基準例
避難勧告	・津波警報が発表されたとき。 ・強い地震（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認めるとき。
避難指示	・大津波警報が発表されたとき。 ・避難勧告発令後、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断したとき。

※ 津波に対して避難すべき地域（避難対象地域）に対して発令する。  
県による「津波浸水予測図」作成後、対象地域を事前に決めておく。

□ 避難勧告・避難指示の違いを周知

- ・「勧告」とは、その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め又は促す行為
- ・「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立退かせるためのもの  
「逐条解説災害対策基本法（防災行政研究会）」から引用

## 九十九里地域の避難方法をどうするか

□ 津波からの避難方法

九十九里地域の地形的条件を踏まえ、安全かつ確実に避難する方策の検討

《そのために》

- 原則、徒歩・自転車などによる避難とする。  
ただし、やむを得ず自動車で避難する場合は、交通渋滞を避けるためできるだけ複数人での利用を周知する。
- 自動車で避難した際に、渋滞に巻き込まれ津波による危険が切迫した場合は、カギを残したまま自動車を乗り捨て、近くの高い場所に避難するよう周知する。
- 避難路における渋滞緩和策については、引き続き関係機関と検討していく。

□ 災害時要援護者の避難対策

災害時要援護者の所在把握と、情報伝達・避難方法、共助の仕組みの検討

《そのために》

- 日ごろから近隣住民等と助け合い、自助・共助による取り組みを促進する。

《例示》

- 地域の防災訓練等の際に近隣住民等からの声かけ訓練を実施する。

- 災害時要援護者及びその家族に対する広報の充実を図る。

《例示》

- 緊急連絡先や医療等の必要な支援内容などを記載したヘルプカードなどを地域の実情に応じて作成する。

※ 資料2「ヘルプカードの作成（例）」参照

- 要援護者名簿の作成と緊急時限定の個人情報の活用について、市町村の枠を超えた広域で取り組む。

□ 観光客等の避難対策

防災行政無線、各種表示、観光施設等の施設管理者を通じた情報伝達等の検討

《例示》

- 海拔及び海からの距離等の表示板を電柱へ設置する。
- 学校等の外壁に海拔を表示する。
- 避難場所を示した案内看板を設置する。
- 夏期の海水浴客に対しては、防災行政無線の屋外拡声器、サイレン等により情報を伝達する。海水浴場の監視所等へ情報収集・伝達機器を配備し、情報伝達方法や避難誘導方法等を定めたマニュアルを作成する。
- 年間を通じて訪れる海岸利用者（サーファー等）に対しては、その場所の特性を考慮し、防災行政無線やフラッグの活用など情報伝達方法を工夫する。
- 観光施設等の施設管理者に対し、利用客への情報伝達、避難マニュアル作成、津波避難訓練への参加や実施などを働きかける。

□ 避難用具の準備

非常食・飲料水、貴重品、救急医療品、懐中電灯などを各自準備するよう啓発

《そのために》

- 非常持出品一覧（チェックリスト）の作成

- ①非常食・飲料水
- ②貴重品（現金、預金通帳、印鑑、保険証コピー等）
- ③救急医療用品（持病薬を含む）
- ④ヘルメット・防災ずきん・ライフジャケット
- ⑤懐中電灯、⑥情報収集ツール（携帯ラジオ、携帯電話・充電器など）
- ⑦予備電池、⑧ライター、⑨タオル、⑩ティッシュ、ウエットティッシュ
- ⑪ビニールシート など

※ 各自必要なものを、持ち出せる量で備えておく。

## 避難所での受け入れをどうするか

### □ 避難所における初期対応

避難者の迅速な把握、適切な避難所の運営

《そのために》

#### □ 避難所開設の初期対応を行う体制の整備

行政担当職員、施設管理者、自主防災組織等の役割分担の事前確認  
勤務時間外は、決められた担当者が合鍵を持って、各避難所を開設

#### □ カウンターによる避難者数の把握（男女別に2個使用）

#### □ 避難者カードのひな形を作成（チェック方式）

※ 資料3「避難者カード（ひな形）」参照

#### □ 避難者による自主的な避難所運営の周知

早期の組織化に向けた、平常時における「共助」の周知

## 津波に備えた準備をどうするか

地震や津波に関する正しい知識と、迅速かつ自主的な避難の重要性を啓発するとともに、他の地方公共団体や各種団体等との連携を図る。

### □ 市町村津波避難計画の策定（見直し）

### □ 市町村津波ハザードマップの作成

### □ 防災（減災）に関する講演会の開催、広報紙やホームページ等による啓発

### □ 学校における児童・生徒への防災教育の推進

### □ 津波避難訓練の実施（地域、事業所、学校など）

### □ 停電時を想定した非常用電源装置の整備

### □ 防災備蓄物資データベース作成（更新）及び災害時における相互援助

### □ 各種団体等との災害応援協定の締結促進